

## 「(仮称)輪島ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、電源開発株式会社が、石川県輪島市において、最大で総出力90,300kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、工事中及び供用時における騒音並びに供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるが、本事業者は、これらの重大な環境影響の回避・低減のための事業実施想定区域の検討を十分実施していない。加えて、事業実施想定区域内には地すべり防止区域、山地災害危険地区等が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

## 1．総論

### (1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、必要な情報の収集・把握を適切に行い、風力発電設備等について実現可能な事業計画を検討するとともに、保安林等について関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

### (2) 事業計画等の見直し

上記のほか、2．により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2．各論

### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影

響を回避又は極力低減すること。

( 2 ) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

( 3 ) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域、石川県が公表する土砂災害危険箇所（土石流危険渓流等）及び林野庁の山地災害危険地区調査要領（平成18年7月）に基づく山地災害危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。